

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南箕輪村は、国民年金に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長野県南箕輪村長

公表日

令和6年4月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得の届出事務 ②年金受給に伴う請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務 ⑤年金生活者支援給付金に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、住民記録システム、村県民税システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金被保険者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、資格異動ファイル、年金生活者支援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南箕輪村役場 健康医療課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5. ①	住民福祉課	住民環境課	事後	軽微な変更のため
平成29年4月1日	I 5. ②	住民福祉課長 藤田 貞文	住民環境課長 松澤 厚子	事後	軽微な変更のため
平成29年4月1日	I 8.	住民福祉課	住民環境課	事後	軽微な変更のため
平成29年8月1日	I 1. ②	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。本事務では、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。本事務では、特定個人情報情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構への異動報告・所得情報提供等の進達事務 ⑤年金生活者支援給付金に関する事務	事前	平成31年度利用開始のため
平成29年8月1日	I 2.	国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、資格異動ファイル	国民年金被保険者ファイル、受給年金受給者ファイル、老齢福祉年金受給者ファイル、資格異動ファイル、年金生活者支援給付金ファイル	事前	平成31年度利用開始のため
令和1年6月27日	様式の変更				
令和1年6月27日	I 5. ②所属長	住民環境課長 松澤 厚子	住民環境課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため
令和2年7月1日	I 1. ②事務の概要	①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務	①国民年金被保険者の資格取得の届出事務	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	I 1. ③ システムの名称	宛名管理システム	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月1日	I 4. ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 50 (別表第二における情報照会の根拠) 47,48の項	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 2. 特定個人情報ファイル名	受給年金受給者ファイル	削除	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和3年12月15日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南箕輪村役場 総務課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	事後	
令和3年12月15日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月15日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和6年4月19日	I 5. ①部署	住民環境課	健康医療課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和6年4月19日	I 5. ②所属長	住民環境課長	健康医療課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和6年4月19日	I 8 問い合わせ	住民環境課	健康医療課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない